

呉市教育委員会会議録
(平成30年2月19日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年2月19日定例会

- 1 開催日時 平成30年2月19日(月) 13:00開会
13:33閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第2号 平成30年度「呉の学校教育」について
 - (4) 教議第3号 呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 教議第4号 臨時代理の承認について(平成29年度教育費補正予算)
 - (6) 教議第5号 臨時代理の承認について(定数条例の一部改正)
 - (7) 報告第2号 専決処分について

(13:00)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年1月18日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5から日程第7については、議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第2号 平成30年度「呉の学校教育」について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第2号「平成30年度「呉の学校教育」について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 教議第2号「平成30年度「呉の学校教育」について」御説明いたします。

昨年度末、平成28年3月に学習指導要領の改訂があり、今年度、平成29年度は周知・徹底の年、そして来年度、平成30年度から先行実施を含めた移行期間に移ります。

そこで、学習指導要領の改訂やこれまでの広島版「学びの変革」アクション・プランに沿いながら、呉市の教育の方向性を示していきたいと思います。

リーフレットと平成30年度「呉の学校教育」新旧対照表を御覧ください。新旧対照表においては、削除している点には一本線を引き、変更・追加箇所には下線を引いています。

まず、リーフレット1ページの表紙についてです。

標題については、昨年度から呉市が目指す「夢を持ち 夢を語り 志を抱く児童生徒の育成」とし、本市の教育の方向性を明瞭に示しております。

下の枠囲いの中の3行目を御覧ください。本年度は、新たに学習指導要領改訂の趣旨を踏まえながら、これまで培ってきた小中一貫教育の取組を基盤とし、これからの新しい時代を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、主体的、対話的で深い学びとなるよう教育活動を展開していくということを記しております。新旧対照表については、1ページ目の上段になります。

リーフレット2ページの学校教育に係る経営指針には、今申しました新学習指導要領の趣旨を踏まえ、新旧対照表1ページ下段にありますように、「「資質・能力」の育成を目指す小中一貫教育」また、「主体的・対話的で深い学び」の部分を新たに入れ込んでおります。

続いて、リーフレット3ページからは、平成30年度に重点化して取り組むことを精選して掲載しました。中点の太文字ゴシック体になっているものは、来年度からの新しい取組や今年度のもを更に充実していこうとするものです。まず、その部分で言いますと、「子どもの健やかな育成を図る教育環境」では、3ページ左上の囲みの中の「カリキュラム・マネジメントの研修の推進」「呉市「学びの変革」推進研修会の充実」、右上の囲みにあります「学校事務の軽減化推進プロジェクト委員会の設置」「校務支援システムの導入」、ページをめくっていただいて4ページ「確かな学力」では、左上の囲みにあります「カリキュラムマップに基づいた教育活動の実践」、右上の囲みの中の「個に応じたきめ細かい指導の工夫」、右下の囲みの中の「小中の学びをスムーズに接続する英語教育の指導方法の工夫」「ICT機器等を効果的に活用した学習活動の充実」、続いて5ページを御覧頂いて、「豊かな心」では左上の囲みの中の「「日本遺産」を題材にした道徳教材の活用」がございます。新旧対照表では、2～3ページに示しております。

まさに、作成段階であったものを実践へと進めていくものや、これまでの取組を更に充実させていくものであり、来年度しっかりと進めてまいります。もちろん、太字ではないものについても重点をあてた取組ですので、継続した実践を行ってまいります。

7ページを御覧ください。呉市が進める小中一貫教育については、右横の2本の矢印を御覧ください。これまで「呉型カリキュラムの実践・検証、改善」としていた部分は、先程、重点の取組の所で、作成段階から実践へと述べましたカリキュラムマップ、「資質能力」や学習内容などの全体像を分かりやすく見渡せるものですが、その「カリキュラムマップに基づいた教育活動の充実」に変更しています。

最後に8ページを御覧ください。

呉市では、主体的、対話的で深く学ぶ子どもの姿を、このページに掲載しているような子どもの表情や姿でイメージしております。

ページの中心にあります「質の高い学びの実現」に向けて、「主体的な学び」では、「知りたい」「考えたい」と子どもの知的好奇心を高める場を、また、「対話的な学び」では、子ども同士の教え合いや、地域の人との対話の中で、自分の考えを広げ深める場を、さらに、「深い学び」では、「できた」「貢献したい」と、子どもの更なる意欲や地域貢献への思いにつながっていく場にしていきたいと考えます。

来年度、質の高い学びの実現を目指して授業を設計し、教育活動全体をデザインしていくのは各学校の教職員ですので、今後、この「呉の学校教育」を全教職員に配布し、校長会等の場を利用し、周知・徹底を図ってまいります。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第2号「平成30年度「呉の学校教育」について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 リーフレット3ページの左下枠内に、スクールソーシャルワーカーの派遣やスクールカウンセラーの配置とありますが、これらについて、今までの利用実績な

ど分かれば教えていただけますか。

金本課長 今年度から実施している呉市スクールソーシャルワーカーは、学校の要望に応じて3名を派遣しております。現時点では、小学校9校、中学校3校に派遣しております。広島県及び呉市のスクールカウンセラーの相談件数は増えてきている状況です。

佐々木委員 今年度から実施ということは、2、3年経過の後、どのような成果があったのか分かるということですかね。

金本課長 はい、今年度の状況等を検証し、来年度以降、より良い活用を図っていきたいと考えております。

佐々木委員 6ページの右上枠内に、体育授業や運動部活動へのトップアスリートの派遣とあります。私も色々な活動をしている中で、部活の顧問の先生の適正配置をもっとやってもらいたいという話をよく聞きます。話を聞くと、教科主任の配置を先に考えた時に、部活の顧問まで手が回らないということです。できれば、この辺りの調整がうまくいくよう要望します。

寺本部長 委員が言われたことは、我々も悩みとして持っております。先ほども言われたように、県は、教員の配置は、基本的にどの教科に何人という配置をします。ただし、その中で我々も部活動の適正化も考慮し、工夫をしているところではありますが、部活動優先の配置ということは今のところ難しい状況でございます。外部コーチの登録などその学校で何ができるか、工夫しながら進めていきたいと考えております。

佐々木委員 制度があるのは仕方の無いことですが、何とか方策を考えていただければと思います。

船尾委員 4ページ右上枠内に、授業カンファレンスとはという注釈が付いているように、保護者などが読んだ時に、一般的にわかりにくい語句には注釈を付けてもらっております。他にも、カリキュラム・マネジメントやカリキュラムマップなど、注釈があればわかりやすいので、少し説明書きがあればと思います。

高橋課長 ご意見のとおり、カリキュラム・マネジメントとカリキュラムマップには、説明書きをつけさせていただきます。

香川委員 6ページですが、1番上のタイトルが「健やかな体」となっておりますが、その下にすぐ安全や防災の事が出てきます。「望ましい食生活や生活習慣を確立する」枠組みを上段に配置し、上段に配置している2つの枠組みを下段に配置したらどうかと思います。

金本課長 委員のおっしゃるとおり、「健やかな体」づくりの基本となるのは、「望ましい食生活や生活習慣の確立」であると認識しております。そうした意味で、これを土台として下段に配置して、その上に防災や運動についての枠組みを配置しているものでございます。

香川委員 そうゆう意味で配置されていたのですね。よく分かりました。

森尾委員 6ページの望ましい食生活で、学校給食についてかなりうまくいっていると思いますが、女性の社会進出が進んでおり、主夫といった言葉もあります。見えにくい部分ではあるかと思いますが、保護者の思いというのは変わってきているのでしょうか。

上田参事 難しい部分ではありますが、まず小学校で言えば、以前は食べることに主眼が

ありましたが、現在は栄養価などに主眼が移っているのではないかと思われま
す。また、デリバリー給食を進めている中学校については、少しずつではありま
すが、喫食率が下がってきております。しかし、地産地消や、少々高くてもいい
から良いものをなど、意識は少しずつ変わってきているのかなと感じておりま
す。

森尾委員 私見ではありますが、学校給食は保護者にとって助かると思っております。そ
の辺りが乖離しているのかなと思ひ、このような質問をしたところです。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については、原案に説明書きを追加
することとして、可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決します。

教議第3号 呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

教育長 次に、日程第4の教議第3号「呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定
について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高橋課長 それでは、教議第3号「呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定につい
て」御説明いたします。

10ページの議案資料を御覧ください。

まず、1の改正の趣旨についてですが、幼稚園教育要領が全部改正され、平成
30年4月1日から施行されることを受け、所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の施行期日を御覧ください。幼稚園教育要領の施行に合わせて、平成
30年4月1日からです。

最後に、3の新旧対照表につきましては、現行の園則と改正案を示しておりま
す。

説明は以上でございます。

教育長 ただ今、事務局から日程第4の教議第3号「呉市立幼稚園園則の一部を改正す
る規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見
がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよ
ろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決します。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(13:24)

教議第4号 臨時代理の承認について（平成29年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

教議第5号 臨時代理の承認について（定数条例の一部改正）

教 育 長 次に、日程第6の教議第5号「臨時代理の承認について（定数条例の一部改正）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 教議第5号「臨時代理の承認（呉市職員定数条例の一部改正）」について御説明いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

教育委員会事務局の職員定数の見直しに伴う、呉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての市長への意見申出について、委員会を招集するいとまがないため、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定により、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

14ページをお願いいたします。

教育委員会事務局及び教育機関の職員定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条及び第31条の規定によりまして、地方公共団体の条例で定めることとなっており、呉市におきましては、呉市職員定数条例で定めております。

今回の改正の内容といたしましては、現行の教育委員会職員定数137人を130人に改めようとするものでございます。

内容を説明いたしますので、15ページを御覧ください。

4の教育委員会の職員数の欄を御覧ください。

平成29年度は、実員数133名に対し、年度途中での突発的な事務量の増加や災害等に対応するための余剰として3%を加算した137名を定数といたしました。

平成30年度は、実員数が126名となる見込みでございまして、これに3%を加算した130人を職員定数とするものです。

なお、実員数の減少は、学校主事及び給食技師の退職者不補充に伴うもの主なものでございまして、事務の執行に影響はございません。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第5号「臨時代理の承認について（定数条例の一部改正）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

報告第2号 専決処分について

教 育 長 次に、日程第7の報告第2号「専決処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

細 本 参 事 補 それでは、報告第2号「専決処分について」御説明いたしますので、資料17ページを御覧ください。

まず、状況について御説明いたしますので、4の損害の状況を御覧ください。

本件は、本校職員が運転していた軽貨物自動車、阿賀中央郵便局の駐車場から出庫中、左前方から走行してきた自転車と衝突し、相手方が負傷するとともに、当該自転車が損傷したことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年2月8日、市長が損害賠償に関する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

1の賠償の理由につきましては、交通事故による相手方の負傷及び自転車損傷でございます。

2の賠償金額は、人身傷害に係るものが21万7,593円、自転車損傷に係るものが6万3,700円の合計28万1,293円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人でございます。

4の損害の状況につきましては、先ほど説明いたしましたように、相手方の負傷とともに当該自転車が損傷を与えたものでございますが、相手方の負傷の状況につきましては、左大腿部、左踵の挫傷及び左足関節捻挫の診断を受けた後、通院治療を経まして、48日後に軽快治癒したとの報告を受けております。

賠償金額につきましては、全国市有物件災害共済が適用され、保険会社を通じて賠償の相手方に支払われます。

本件につきましては、3月定例会において議会報告を行う予定でございます。
以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第7の報告第2号「専決処分について」の説明がありました。これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
以上で定例会を閉会します。

(13:33)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 香 川 治 子)

(平成30年2月19日定例会)